



平成30年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 秋 田 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 新 谷 明 弘
(コード番号 8343 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長
加 藤 尊
(TEL. 018-863-1212)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月27日開催予定の第115期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行にともなう変更

a 経営の透明性の向上および意思決定の迅速化をはかることを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

b 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

(2) 責任限定契約の対象の変更

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約の締結が可能となっております。業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約に関連する規定の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約にかかる定款変更については、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

(3) その他

上記条文の新設および削除にともなう条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成30年6月27日（水）

定款変更の効力発生日（予定） 平成30年6月27日（水） 以 上

(別 紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1 取締役会2 <u>監査役</u>3 <u>監査役会</u>4 会計監査人 <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none">② (省 略)③ (省 略) <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1 取締役会2 <u>監査等委員会</u><u>(削 除)</u>3 会計監査人 <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">② (現行どおり)③ (現行どおり) <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 2 2 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各 1 名、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等) 第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約) 第 2 8 条 当銀行は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 2 2 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役頭取各 1 名、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等) 第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第 2 8 条 当銀行は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第 2 9 条 当銀行は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第 3 0 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p><u>(員 数)</u></p> <p><u>第29条</u> 当銀行の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(補欠の監査役)</u></p> <p><u>第32条</u> 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>② 補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(常勤の監査役)</u>	
<u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
<u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削 除)
<u>②</u> 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u>	
<u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削 除)
<u>(報酬等)</u>	
<u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
<u>(社外監査役の責任限定契約)</u>	
<u>第37条</u> 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。	(削 除)
第6章 計 算 第38条～第41条 (省 略)	第6章 計 算 第33条～第36条 (現行どおり)

以 上